

第 5988 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月29日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 弁護士に報酬を支払う場合の源泉徴収

Q：当社の係争事件に係る弁護士から請求書が来ました。請求書には報酬の他に交通費や宿泊代も含まれていますが、この場合の源泉徴収はどうしたらいいのですか？

A：報酬だけでなく、交通費や宿泊代も含めた全額について源泉徴収しなければなりません。

【解説】

報酬・料金等の支払をする者は、その報酬・料金等を支払う際に所得税を源泉徴収し、これを納付しなければなりません。

お尋ねは、源泉徴収の対象となる報酬の範囲に、交通費や宿泊代等が含まれるのかどうかということかと思えます。

給与所得者が使用者から支払を受ける旅費については非課税の取扱いがありますが、弁護士など報酬、料金等の支払を受ける者が支出する交通費や宿泊代については、その収入を得るための必要経費として確定申告の際に控除される性質のものですから、源泉徴収について非課税の適用はありません。

したがって、この場合には交通費や宿泊代も含めた全額について源泉徴収しなければなりませんので注意が必要です。

ただし、旅費や宿泊代を弁護士に支払わず、貴社が直接交通機関やホテル等に支払う場合には、その金額が通常必要であると認められる範囲内のものであれば、源泉徴収しなくてもよいことになっています。

